

I 子ども・子育て支援新制度に基づく新計画策定にあたって

1 社会的背景

- 急速な少子化の進行
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 放課後児童クラブの不足
- OM字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供体制が不十分

2 子ども・子育て関連3法の方向性（平成24年8月成立）

- ①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- ②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③地域の子ども・子育て支援の充実

3 豊川市上位・関連計画における子育て支援の方向性

【総合計画】（平成18年度～平成27年度）

政策2 健康・福祉

基本目標 健康で生き生きと暮らせる人が増えます。

- ③子育て支援の推進
- ⑥ひとり親家庭支援の推進

【子ども・子育て支援に関する関連計画】

- 地域福祉計画
- 障害者福祉計画・障害福祉計画
- 男女共同参画基本計画 など

4 子ども・子育て支援法に基づく基本指針 【子ども・子育て支援の意義に関する事項】

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

II 次世代育成支援行動計画から新たな計画の策定方針

5 豊川市次世代育成支援対策地域行動計画＜後期計画＞（平成22年度～平成26年度）

キャッチフレーズ はばたけ 未来へ 豊川っ子！

基本目標・施策	1 地域における子育て支援	1-1 地域における子育て支援サービスの充実 1-2 保育サービスの充実 1-3 児童の健全育成
	2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	2-1 子どもと母親の健康の確保 2-2 「食育」の推進 2-3 思春期保健対策の充実 2-4 小児医療の充実
	3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	3-1 次代の親の育成 3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備 3-3 家庭や地域の教育力の向上
	4 子育てを支援する生活環境の整備	4-1 良質な住宅と居住環境の確保 4-2 安心して外出できる環境の整備 4-3 安全・安心なまちづくりの推進等
	5 職業生活と家庭生活との両立の推進	5-1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
	6 子どもの安全の確保	6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 6-2 子どもの犯罪等の被害から守るための活動の推進
	7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	7-1 児童虐待防止対策の充実 7-2 母子・父子家庭等の自立支援の推進 7-3 障害児施策の充実

※ 下線部については、子ども・子育て支援事業計画に継承する施策となります。

6 豊川市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）【構成案】

キャッチフレーズ

はばたけ 未来へ 豊川っ子！

基本方針

子ども・子育て支援社会の構築

基本的な視点

I 子どもにとって良質な環境づくり

II 子育てをする親にとって良質な環境づくり

III 次世代を育成する社会にとって良質な環境づくり

基本目標・基本施策の方向

1. 家庭や地域における子育てへの支援

- 1-1 地域における子育て支援サービスの充実
- 1-2 保育サービスの充実
- 1-3 児童の健全育成
- 1-4 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 1-5 障害児施策の充実
- 1-6 要保護児童への支援

2. 母と子の健康づくりの推進

- 2-1 子どもと母親の健康の確保
- 2-2 「食育」の推進
- 2-3 思春期保健対策の充実
- 2-4 小児医療の充実

3. 子どもの健やかな育ちへの支援

- 3-1 次代の親の育成
- 3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備
- 3-3 家庭や地域の教育力の向上

4. 子どもにやさしいまちづくり

- 4-1 子どもの安全の確保
- 4-2 子育てを支援する生活環境の整備

5. 仕事と子育ての両立の推進

- 5-1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等。

【法で定める子ども・子育て支援事業計画部分】

子ども・子育て支援事業計画に定められている事業は以下のとおりとなっており、施策の方向と整合を図っています。（必：必須記載事項、任：任意記載事項）

- ◎地域子育て支援拠点事業（必）
 - ◎妊婦健診（必）
 - ◎乳児家庭全戸訪問事業（必）
 - ◎養育支援訪問事業、その要保護児童等の支援に資する事業（必）
 - ◎子育て短期支援事業（必）
 - ◎ファミリー・サポート・センター事業（必）
 - ◎一時預かり（必）
 - ◎延長保育事業（必）
 - ◎病児・病後児保育事業・一時預かり（必）
 - ◎子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項（任）※
-
- ◎教育・保育の提供体制（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の確保の内容及びその実施時期（必）
 - ◎地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保の内容及びその実施時期（必）
 - ◎教育・保育の一体的提供（幼稚園教諭と保育士の合同研修など）及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容（必）
 - ◎利用者支援（新規）（必）
 - ◎実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）（必）
 - ◎多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）（必）
-

◎放課後児童クラブ（必）

-
- ◎労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項（任）
 - ◎産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項（任）